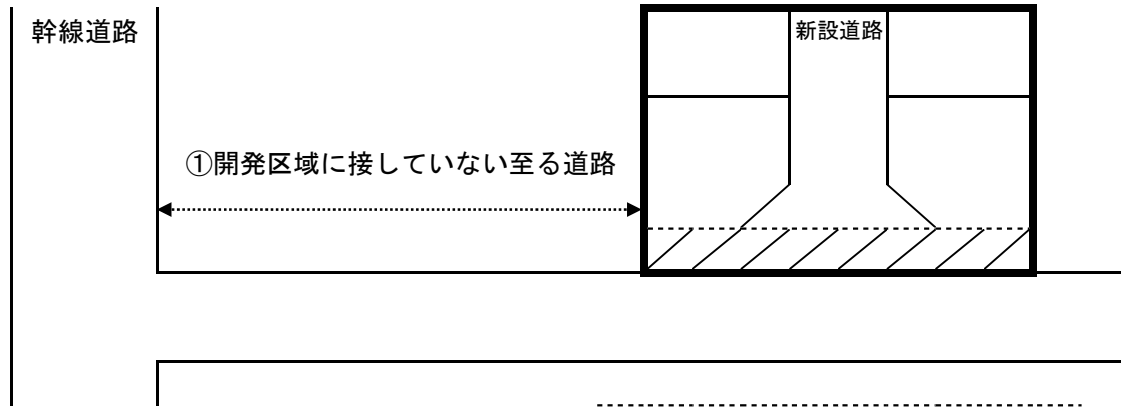


小山町開発許可の技術基準

1. 市街化区域内における 住宅地を目的とした開発行為に伴う道路整備条件

(都市計画法(以下「法」という。)第33条、都市計画法施行令(以下「令」という。)第25条関連)

(1) 開発区域内に新設道路を設ける住宅地の開発行為の例は、下図のとおり。



□ は、開発区域。 ▨ は、開発区域に接する道路をその区域内で拡幅する部分。

(2) 技術基準の内容

(1) の例で、開発区域が「10,000㎡未満」の場合の技術基準

- ・ ①の道路の有効幅員は、5.0m以上とする。

※ただし、①の道路が一方通行の場合又は次の条件をすべて満たす場合は、①の道路の有効幅員を緩和する。

- ・ ①の道路の有効幅員が、その道路延長の内8割以上(ただし、その道路延長が17.5m未満のものを除く)で4.0m以上の場合、その有効幅員が4.0m未満の部分の道路延長は3.5m以内とし、有効幅員の下限は3.0mとする。
- ・ 道路管理者の同意が得られているとき。

(3) 上記技術基準中の用語

- ・ 有効幅員は、静岡県開発行為等の手引きの定めのとおり。